

令和6年2月2日

## 公示第666号

電通健康保険組合の規約の一部を次のように変更する。

(設立事業所の名称及び所在地)

第4条(別表1)中

「株式会社電通国際情報サービス 東京都港区」

を

「株式会社電通総研 東京都港区」

に改める。

(互選議員の選挙区及び議員数)

第9条(別表2)中

「株式会社電通国際情報サービス」

を

「株式会社電通総研」

に改める。

附則

この規約は、令和6年1月1日から施行する。

	2月2日から
掲示期間	_____
	2月9日まで